

## 東京都VOC対策アドバイザー派遣要領

(制定)	平成17年11月10日	17環改有第396号
(改正)	平成21年10月21日	21環改化第417号
(改正)	平成22年10月5日	22環改化第674号
(改正)	平成23年8月16日	23環改化第449号
(改正)	平成27年11月10日	27環改化第609号
(改正)	平成28年11月11日	28環改化第694号
(改正)	平成29年4月3日	28環改化第1016号
(改正)	令和元年5月1日	31環改化第86号
(改正)	令和2年4月14日	31環改化第995号
(改正)	令和2年11月11日	2環改化第401号
(改正)	令和3年3月24日	2環改化第750号
(改正)	令和3年8月25日	3環改化第342号
(改正)	令和3年11月11日	3環改化第513号
(改正)	令和4年9月28日	4環改化第486号
(改正)	令和4年11月11日	4環改化第575号
(改正)	令和5年11月11日	5環改化第583号
(改正)	令和6年11月12日	6環改化第632号
(改正)	令和6年11月25日	6環改化第678号
(改正)	令和7年1月21日	6環改化第826号
(改正)	令和7年7月25日	7環改化第379号

(アドバイザー登録者)

- 第1 東京都VOC対策アドバイザー設置要綱（以下「要綱」という。）第4に規定する者は、別表1に掲げる者とする。
- 2 知事は、アドバイザー登録者に対し、別記様式1による証明書を交付する。
- 3 アドバイザーは、派遣先企業等（派遣先企業又は派遣先団体をいう。以下同じ。）を訪問する際は前項の証明書を携帯し、派遣先企業等からの求めがあったときは、これを提示しなければならない。

(登録期間)

- 第2 アドバイザーの登録期間は登録の日から1年以内で知事が定める期間とする。ただし、再登録を妨げない。

(アドバイザーの守秘義務)

- 第3 要綱第5に規定する秘密保持契約は、別記様式2による文書を、アドバイザーと派遣先企業等との間で取り交わすこととする。

(派遣依頼手続)

- 第4 要綱第7に規定する手続は、別記様式3又は東京共同電子申請・届出サービスによることとする。

(派遣手続)

第5 要綱第8に規定する要請及び通知は、別記様式4及び別記様式5によることとする。

(報償費)

第6 要綱第10に規定する報償費の額は、別表2に掲げるとおりとする。

(交通実費)

第7 要綱第10に規定する交通実費の支給方法及び算定方法は、「東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例」の例による。なお、原則、公共交通機関を利用するものとする。

(報告)

第8 要綱第12に規定する報告は、別記様式7によることとする。

2 派遣に係るアドバイザーは、都による他の実施事業に従事している場合は、要綱第12による報告と併せて、当該事業から支払われる報償費等の額を申告するものとする。

別表 1

氏名	所属	派遣先業種
坂井 秀也	坂井技術史事務所 所長	塗装
平野 輝美	平野技術士事務所 代表	塗装、印刷
白井 孝夫	NPO法人東京城北環境カウンセラー協議会 副理事長	塗装、印刷
北嶋 信幸		印刷
上野 英一郎	日本産業洗浄協議会 シニアアドバイザー	洗浄
金子 隆	金子技術士事務所 代表	塗装、印刷
田上 梓	田上技術士事務所 代表	塗装、印刷
林 栄治	株式会社林塗装工業所 取締役技術部長	塗装

別表 2

アドバイザーの活動内容	報償費の額
要綱第 2 (1) の技術的助言 ①VOC 使用に係る使用実態の把握（濃度測定等） ②派遣先企業との打合せ ③対策及び改善案の提示（報告書の説明）	40,000円
要綱第 2 (2) の経営的助言 ①VOC 排出抑制対策に関する経営への影響の把握 ②派遣先企業との打合せ ③対策及び改善案の提示（報告書の説明）	40,000円
要綱第 2 (3) の説明	外部講師謝金支払基準（平成21年3月16日付20総人第1541号）に基づき算出した額

備考：①から③までを一連の業務とみなし、③の完了を確認後に報償費を支払う。

附 則

この要領は、平成17年11月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年11月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 11 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 11 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から施行し、施行日前に交付された本要領第 1 2 に規定する証明書については、改正後の本要領第 1 2 の規定により交付された証明書とみなす。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 11 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 8 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 11 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 11 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 11 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 11 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 7 月 25 日から施行する。